

公益社団法人広島県社会福祉士会
権利擁護センターぱあとなあひろしま名簿登録規程

規程第 8 号
2013 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は公益社団法人広島県社会福祉士会（以下「本会」という。）権利擁護センターぱあとなあひろしま（以下「ぱあとなあ」という。）運営規程に基づき、所属する会員の適切な成年後見業務の執行を確保することを目的として、ぱあとなあ運営規程第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号の事業の実施について必要な事項を定める。

(名簿登録)

第 2 条 本会は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、審査を経て、成年後見人等候補者名簿（以下「ぱあとなあ名簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- (2) 所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- (3) 所属する会員で、成年後見人材育成研修の修了者

2 前項の各号に掲げるものは、ぱあとなあ名簿への登録に必要な研修として、「名簿登録研修」を修了しなければならない。

(名簿登録事項)

第 3 条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を次の各号の内容をもって行う。

- (1) 申請者の氏名、生年月日、住所
- (2) 申請者の会員番号、成年後見人等候補者養成研修受講者番号

2 本会は、必要に応じて前項に規定する以外の項目を名簿登録事項とすることができる。

(追記登録)

第 4 条 本会は、ぱあとなあ名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）で、未成年後見人養成研修の修了者を、その申請に基づき、審査を経て、ぱあとなあ名簿に未成年後見人候補者として追記登録するものとする。

(抹消)

第 5 条 本会は、成年後見人等若しくは成年後見監督人等又は法人後見の業務執行者（以下「成年後見人等」という。）に就任中であるときを除き、名簿登録者から抹消の申請があった場合は登録を抹消するものとする。

2 本会は、未成年後見人又は未成年後見人にかかる法人後見の業務執行者に就任中であるときを除き、第4条に定める未成年後見人候補者として追記登録した者（以下「名簿追記登録者」という。）から追記登録の抹消の申請があった場合は追記登録を抹消するものとする。

3 本会は、名簿登録者及び名簿追記登録者が第9条第7項に該当するときは、本条第1項及び第2項に定める抹消を認めないものとする。

4 本会は、抹消申請者が、第6条第1項各号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づき登録名簿から削除することができる。

（削除）

第6条 本会は、名簿登録者及び名簿追記登録者のうち次の各号に該当する者は、ばあとなあ名簿から削除するものとする。

（1）本会の会員資格を喪失したとき

（2）第13条に定める名簿登録料及び後見報酬手数料の未納があり、納入督促に応じないとき

（3）日本社会福祉士会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき

（4）民法第846条の解任及び民法第847条の欠格事由に相当するとき

（5）第12条第3項に基づく本会の改善の指導を長期間履行しないとき

2 本会は、前項の規定によりばあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告することができる。

（再登録）

第7条 本会は、第5条に基づき登録を抹消した者又は第6条に基づいて登録を削除された者から再登録の申請があったときは、審査を経て、ばあとなあ名簿に再登録することができる。

2 本会は、第5条第2項に基づき追記登録を抹消した者から再追記登録の申請があったときは、審査を経て、ばあとなあ名簿に未成年後見人候補者として再追記登録することができる。

（ばあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録並びに追記登録更新）

第8条 ばあとなあ名簿の登録及び追記登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 ばあとなあ名簿登録者及び名簿追記登録者の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に行うものとする。

(審査)

第9条 本会は、名簿登録、名簿追記登録、更新、再登録及び再追記登録申請に基づき、当該年度の登録を認めるか否かを審査する。

2 審査は、原則として4月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。

3 4月1日以降の名簿登録、再登録、名簿追記登録及び名簿再追記登録申請に基づいた審査は、原則として9月に行い、登録日は10月1日とする。なお、それ以降は当該年度の審査は行わない。

4 前項の規定にかかわらず、当該年度に成年後見人養成研修及び未成年後見人養成研修を修了した者からの名簿登録及び名簿追記登録申請に基づいた審査は12月に行い、登録日は翌1月1日とする。

5 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 本会会費及び第13条に定めるばあとなあ名簿登録料及び後見報酬手数料の納付状況

(2) 日本社会福祉士会社会福祉士賠償責任保険(Cプラン・成年後見業務)(以下、「ばあとなあ保険」という。)の保険料の納付状況

(3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況

(4) 過去の名簿登録の削除の有無及びその事情

(5) 第11条に定める名簿登録者及び名簿追記登録者の義務の履行状況

(6) 本規程その他本会が定める規則等を遵守しない、本会の指導に応じない等の名簿登録者及び名簿追記登録者に適しない事由の有無

6 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。

7 審査により、当該年度の名簿登録及び名簿追記登録を保留することができるものとする。また、名簿登録及び名簿追記登録を保留された者(以下、「保留者」という。)の取り扱いについては、以下の通りとする。

(1) 保留者は当該年度の更新は認めるものの、細則に定める要件を満たすまでの間は、新たに成年後見人等又は未成年後見人に就任することはできないものとする。

(2) 保留者が一定期間内に細則に定める要件を満たさなかった場合は、第5条に定める削除と同様に取り扱うものとする。

8 審査により名簿登録及び名簿追記登録を認められないとされた者及び前項第2号に該当する者については、家庭裁判所にその事実を報告することができる。

9 登録を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

第10条 本会は、名簿登録者及び名簿追記登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者及び名簿追記登録者に対して年1回以上の活動報告(以下、「定期報告」という。)を提出さ

せるものとする。そのうち1回は、各年度の2月1日から同月末日までの間に行うものとする。

2 本会は、次の各号に該当するときは、前項の提出期間に関わらず活動報告書の提出を求めることができる。この場合は、あらかじめ名簿登録者に告知するものとする。

(1) 定期報告以外の報告書の提出が必要と認めたとき

(2) 後見活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む。）

(3) 後見活動を終了したとき。ただし、引き継ぎ事務が完了していない場合は、引き継ぎ事務が完了したとき。

(4) 任意後見契約を締結したとき。

(5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。）

3 本会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面接（グループ面接含む）による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者及び名簿追記登録者の活動状況の把握に努めるものとする。

4 本会は、名簿登録者及び名簿追記登録者の不適切な活動が疑われる場合、名簿登録者及び名簿追記登録者に本条第1項及び第2項に定める活動報告書の他、事実を確認するうえで必要と判断する書類、電子データ並びにその他必要な物品の開示及び提出を求めることができる。

5 本会は、第1項の活動報告について必要な事項を日本社会福祉士会に報告するものとする。

6 本会は、第4項で確認された事実について、必要に応じて日本社会福祉士会及び家庭裁判所に報告することができる。

（名簿登録者及び名簿追記登録者の義務）

第11条 名簿登録者及び名簿追記登録者は、名簿登録者及び名簿追記登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事しなければならない。

2 名簿登録者及び名簿追記登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第10条第1項並びに第2項に定める活動報告及び同条第4項に基づいて本会が求める資料を提出すること。

(2) ばあとなあ保険に加入すること。

(3) 本会が行う会議や研修等に出席し、細則に定める要件を満たすこと。

(4) ばあとなあ名簿登録内容を、日本社会福祉士会、家庭裁判所及び成年後見人等又は未成年後見人の候補者情報を必要とする個人又は団体に提供することを承認すること。

(5) 名簿登録者及び名簿追記登録者が、社会福祉士の資格をもって成年後見人等又は未成年後見人に就任する場合は、ばあとなあの推薦を受けること。

(6) 名簿登録者が、成年後見人等に就任中に第5条第1項に基づく登録の抹消を希望する

場合又は第6条に基づいて登録を削除される場合は、事前にばあとなあから推薦を受け就任した成年後見人等について辞任すること。

(7) 名簿追記登録者が、未成年後見人に就任中に第5条第2項に基づく追記登録の抹消を希望する場合又は第6条に基づいて登録を削除される場合は、事前にばあとなあから推薦を受け就任した未成年後見人について辞任すること。

(8) 本会の指導・助言を尊重しその内容実現に努力すること。

3 名簿追記登録者は、前項に加え、日本社会福祉士会社会福祉賠償責任保険（Eプラン・未成年後見業務）に加入しなければならない。

(名簿登録者及び名簿追記登録者に対する支援及び指導助言)

第12条 本会は、名簿登録者及び名簿追記登録者が質の高い適切な成年後見事務を遂行できるよう必要な支援を提供するものとする。

2 本会は、第10条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導助言を行うものとする。

3 本会は、名簿登録者及び名簿追記登録者の不適切な活動を把握した場合は、その改善を指導するものとする。

(名簿登録料及び報酬手数料)

第13条 名簿登録者及び名簿追記登録者は、下記の名簿登録料を納付しなければならない。

名簿登録料	4月審査	10,000円
	9月審査	5,000円
	12月審査	3,000円

2 名簿登録者及び名簿追記登録者は、成年後見人等又は未成年後見人に就任し、個別に報酬を得た場合は、本会へ手数料を納めなければならない。

3 前項に定める後見報酬手数料の具体的な算定方法や納入方法等については、別に定める。

4 本会は、本条第1項及び第2項に定める名簿登録料及び後見報酬手数料を下記の費用に充てる。

(1) 本会及びばあとなあが行う事業の運営費

(2) 日本社会福祉士会の「都道府県社会福祉士会負担金」及び「名簿登録徴収事務委託費」

(3) ばあとなあ保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(名簿の管理と活用)

第14条 ばあとなあ名簿は、本会の管理のもとにおくものとする。

2 本事業の目的遂行のため、次の各号に掲げるばあとなあ名簿の提出を行うものとする。

(1) 管轄する家庭裁判所への提出

(2) 日本社会福祉士会への提出

(改廃)

第15条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附則

1. この規程は、2013年4月1日から施行する。

2. この規程は、2015年5月1日一部改正する。

3. この規程は、2017年4月1日一部改正する。

4. この規程は、2019年4月1日一部改正する。

5. 本会は、本会が必要と判断した場合は第4条に定める追記登録をしていない名簿登録者を未成年後見人へ推薦することができる。

6. この規程は、2021年4月1日一部改正する。